平成２２年（フ）第６８２号
広島市安佐北区三入６丁目28番12―103号
破産者　植野　博司
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７８号
広島市西区高須台４丁目１番13号
破産者　瀬戸　洋昭
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９号
徳島県鳴門市大麻町桧字尾山谷117番地15、旧住所徳島県美馬市脇町字拝原2853番地４
破産者　河田　成典
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第６５４号
熊本市若葉４丁目15番８号
破産者　中島　一吉
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５４２号
大分市大字古国府888番地の７　広瀬町コート809
破産者　鍛治屋謙二
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５４３号
大分市大字古国府888番地の７　広瀬町コート809
破産者　鍛治屋味凡
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３６９２号
北海道北広島市大曲柏葉３丁目３番地１
破産者　高田あさみ
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７号
釧路市若竹町７番166号　道営住宅ＤＨ８―166号室
破産者　北構　美帆
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２０号
釧路市緑ケ岡６丁目13番３号
破産者　赤松美恵子（旧姓木村）
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第５１３号
盛岡市三本柳13地割42番地３
破産者　安岡　初美
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６０５号
仙台市若林区土樋１丁目11番６―403号
破産者　淺井　寿子
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９７２号
仙台市青葉区愛子中央４丁目10番22号
破産者　岩松　公雄
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２２号
仙台市宮城野区東仙台１丁目16番12号
破産者　藤川　宏行
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
福島県いわき市平中神谷字細田40番地　県営住宅３―７、前住所東京都荒川区町屋４丁目34番12号　サンライズ安部202
破産者　北島　茂樹
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第８３号
川崎市宮前区鷺沼２丁目18番地３　ダイアパレス鷺沼Ⅰ115
破産者　菅野　　豊
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４号
横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目５番６―609号
破産者　菅野　京子
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４５号
横浜市青葉区あざみ野４丁目37番地９　Ｄ１あざみ野406号、住民票上の住所横浜市青葉区あざみ野４丁目37番地９　グリーンストリーム406号
破産者　武藤　宏樹
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７４号
相模原市緑区太井250番地１
破産者　田嵜　雅彦
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６４２号
神奈川県座間市南栗原２丁目１番55―401号　ディースクエアさがみ野
破産者　二橋　博明
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部